

新たな過疎対策法の制定に関する意見書を可決

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、本市朽木地域（旧朽木村）においても生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、当該地域においては依然として人口減少と高齢化に歯止めがかからず、路線バスなどの公共交通機関による医療機関等へのアクセスの問題、また、担い手不足による耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化の進む中で、多くの集落では集落維持機能の継続が危ぶまれる『限界集落』とまで呼ばれるに至っており、このままでは今後もこの状況が悪化の一途を辿ることが見込まれる。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、また、都市に対して、食料や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公益的機能を担っている。本市朽木地域においても、近畿の水瓶と言われる琵琶湖に注ぎ込む安曇川の上流部に位置しており、まさに近畿の“水源の里”と呼ぶにふさわしい地である。

このように過疎地域は、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であり、国民共通の財産と言える地域である。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、“水源の里”が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、“水源の里”の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あてに意見書を提出しました。